

司法書士による対話促進
ネットワーク hoahoa 会則
新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>（名称） 第1条 同右</p>	<p>（名称） 第1条 本団体は、司法書士による対話促進ネットワークhoahoa（ホアホア）という。</p>
<p>（事務所） 第2条 本団体は、主たる事務所を代表の事務所に置く。</p>	<p>（事務所） 第2条 本団体は、主たる事務所をA代表の事務所に置く。</p>
<p>（目的） 第3条 同右</p>	<p>（目的） 第3条 本団体は、対話によって自己と他者の理解を深める文化を醸成することで、自律と寛容が両立する社会に寄与することを目的とする。</p>
<p>（事業） 第4条 同右</p>	<p>（事業） 第4条 本団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) ADR（裁判外紛争解決手続）やコミュニケーションに関する研修・イベント等の企画・運営 (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>（会員の要件） 第5条 本団体の会員たり得る者は、本団体の目的に賛同する個人又は団体とする。</p>	<p>（会員の種類） 第5条 本団体の会員の種類は、次のとおりとする。 (1) 正会員 本団体の目的に賛同し、事業運営に参加する意思を持つ個人又は団体 (2) 賛助会員 本団体の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体</p>
<p>（入会金及び会費） 第6条 同右</p>	<p>（入会金及び会費） 第6条 本団体に入会しようとする者</p>

	<p>は、所定の入会金を納入しなければならない。</p> <p>2 会員は、所定の期限までに所定の会費を納入しなければならない。</p>
<p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第7条 同右</p>	<p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会の申出があったとき</p> <p>(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき</p> <p>(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき</p> <p>(4) 除名されたとき</p>
<p>(役員の種類、定数及び選任等)</p> <p>第8条 本団体に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 代表 1名</p> <p>(2) おさいふ係 1名</p> <p>2 役員は、総会において選任する。</p>	<p>(役員の種類、定数及び選任等)</p> <p>第8条 本団体に、次の役員を各1名ずつ置く。</p> <p>(1) A代表</p> <p>(2) B代表</p> <p>(3) おさいふ係</p> <p>(4) おしらせ係</p>
<p>(役員任期等)</p> <p>第9条 同右</p>	<p>(役員任期等)</p> <p>第9条 役員任期は、就任後最初の通常総会の終結の時までとする。</p>
<p>(総会の種別)</p> <p>第10条 同右</p>	<p>(総会の種別)</p> <p>第10条 本団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p>
<p>(総会の構成)</p> <p>第11条 総会は、全会員をもって構成する。</p>	<p>(総会の構成)</p> <p>第11条 総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>2 賛助会員は、オブザーバーとして総会に参加することができる。ただし、議決権を有しない。</p>
<p>(総会の開催)</p> <p>第12条 同右</p>	<p>(総会の開催)</p> <p>第12条 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内開催する。</p>

	2 臨時総会は、必要に応じて開催する。
(総会の議決) 第13条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。	(総会の議決) 第13条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
(運営委員) 第14条 本団体に、本団体の運営を担う運営委員を置く。 2 運営委員は、本団体の会員の中から立候補を募った上、代表が任命する。 3 運営委員の任期は、任命後最初の通常総会の終結の時までとする。	(新設)
(事業年度) 第15条 同右	(事業年度) 第14条 本団体の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。
(附則) 1 令和3年8月1日現在の運営委員は、次の者とする。(五十音順) 青野 雅之 赤木 智江 鹿俣 貴裕 黒澤 竜太 篠田 貴子 名波 直紀 前田 道利 山崎 梨紗	(新設)